

## 『新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金』は シフト制の方や短時間休業なども対象となります！

新型コロナウイルス感染症の影響により休業させられた中小企業の労働者の中、休業手当の支払いを受けることができなかった労働者に対し、新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金を支給します。短時間勤務、シフトの日数減少なども対象になります。

### 給付金額の算定

給付金額は、以下の式で算定します。



- 1日8時間から3時間の勤務になるなど、**時短営業などで勤務時間が減少した場合でも、1日4時間未満の就労であれば、1/2日休業したものとして対象となります。**
- 週5回から週3回の勤務になるなど、**月の一部分の休業も対象となります。**  
(就労した日などを休業実績から除いた上で対象となります。)

### 支給対象

主に以下の条件に当てはまる方に休業前賃金の8割（日額上限11,000円）を、休業実績に応じて支給します。**なお、事業主負担はありません。**

- 令和2年4月1日～緊急事態宣言が全国で解除された月の翌月末までに、**新型コロナウイルス感染症の影響を受けた事業主が休業させた中小事業主に雇用される労働者**
- その休業に対する賃金（休業手当）を受けることができない方

いわゆる日々雇用やシフト制の方も、実態として更新が常態化しているようなケースにおいて、申請対象月において、事業主が休業させたことについて労使の認識が一致した上で支給要件確認書を作成※すれば、支援金・給付金の対象となります。

- ※ 以下のケースであれば休業の事実が確認できない場合であっても対象となる休業として取り扱います。
- 労働条件通知書に「週○日勤務」などの具体的な勤務日の記載がある、申請対象月のシフト表が出ていたといった場合であって、事業主に対して、その内容に誤りがないことが確認できるケース
  - 休業開始月前の給与明細などにより、6か月以上の間、原則として月4日以上の勤務がある事実が確認可能で、かつ、事業主に対して、新型コロナウイルス感染症の影響がなければ申請対象月において同様の勤務を続けさせていた意向が確認できるケース（ただし、新型コロナウイルス感染症の影響以外に休業に至った事情がある場合はこの限りではありません。）

### お問い合わせは

- 厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金HP  
<https://www.mhlw.go.jp/stf/kyugyoshienkin.html> (右記QRコード①)



■総合労働相談コーナー

休業支援金の申請に関連して、職場のトラブルなどがあれば、ご相談ください。  
<https://www.mhlw.go.jp/general/seido/chihou/kaiketu/soudan.html> (右記QRコード②)



■お電話でのお問い合わせは厚生労働省コールセンターへ

厚生労働省新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金コールセンター  
電話 0120-221-276 月～金 8：30～20：00 / 土日祝 8：30～17：15

